

概算数量発注方式特記仕様書

本工事の施工にあたっては、妙高市概算数量発注方式試行要領によるほか、本特記仕様書に基づき実施するものとする。

- 1 本工事は、概算数量発注方式により発注する工事である。
- 2 予定価格は、概算数量により積算したものである。
- 3 工事計画図書の作成は、受注者が行うものとする。なお、原則として、工事計画図書の作成に必要な調査及び測量等の費用は、通常行う設計図書の照査及び起工測量の範囲内であるため、原則計上しないものとする。
- 4 受注者は、工事施工前に工事計画図書を協議書（工事打合簿）により監督員に提出のうえ、承諾を得るものとし、指示書（工事打合簿）により工事を施工するものとする。
- 5 発注者は、工事計画図書に基づき設計数量を確定し、設計変更を行うものとする。